

月報私学

4 2007
VOL.112

日本私立学校振興・共済事業団広報



福岡大学キャンパス
【写真提供：福岡大学（福岡市）】

CONTENTS

平成19年度 私立大学等経常費補助金の予算	2
平成18年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点	5
平成19年度 学校法人基礎調査の実施について	8
～「基礎調査票e-マネージャ」をご活用ください！～	
平成19年度 生涯生活設計セミナー	10
学校の福利厚生担当者の皆さんへセミナーのご案内／積立貯金の前期受付が始まります	11
加入者証回収のお願い／平成19年度 広報刊行物等送付予定	12
平成19年度 私学事業団海外研修旅行	13
INFORMATION	15
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成十九年度

私立大学等経常費補助金の予算

私立大学等経常費補助金については、対前年度三二億円減の三、二八〇億五〇〇万円を計上しています。これは「骨太方針二〇〇六」に沿ったものです。また、本補助金については、財務省が、予算の適正な執行を図ることを目的として実施している「予算執行調査」において、昨年、「定員割れ私大等への助成」という切り口で調査が実施され、平成十九年度予算には、この調査結果を反映させています。具体的には、次のとおりです。

・十九年度から、調整係数表を見直し、傾斜配分をきつくすること等により、定員割れ私大等の補助金の減額幅を大きくする。(一般補助)

・定員割れの大学が、定員規模の適正化を図る等、経営改善・効率化に有効と考えられる実現性の高い計画を策定し、定員割れの解消に取り組む場合に、一定額の補助を行う。(特別補助)

・私大等が、各々の学校規模や取組に応

じて申請できるよう、特別補助を大きく三種類にグループ分けし、私大等の特色に合わせ、使い勝手の良い補助メニューとする。(特別補助)

なお、今年四月からは、新たな教員組織として、准教授、助教が設けられます。経常費補助金の取扱いとしては、助教授は准教授、助手は助教・助手と、それぞれ読み替えることとなります。(それぞれの認定要件等に変更はありません。助教及び(新)助手の取扱いは(旧)助手と同じです。)

特別補助については、3ページの表のとおり、従前の「特別補助」及び「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を統合し、改組・メニュー化しました。

また、文部科学省執行分と私学事業団執行分に分かれていた特別補助が、全て私学事業団執行分(私学事業団を通じた間接補助)となります。(文部科学省執行分はなくなります。)

以下に、特別補助の改組・メニュー化についてご説明します。

特別補助の改組・メニュー化について

まず、今回なぜ、特別補助をメニュー化するのかについてご説明します。

私立大学は、各々の学校規模や実施している取組も様々であり、必要としている補助ニーズはそもそも異なっているものと思います。しかしながら、従前の特別補助(高度化推進特別補助を含む。)は、規模の大きな大学から小さな短大まで、対象経費の下限や適用する調整率表に若干の差異を設けていたものの、基本的に同じ補助項目を画一的に適用していました。また、補助項目一つ一つが予算額にばられていたため、各補助項目ごとに、対象経費やカウントできる人数に上限を設けるなどして執行額を調整する必要があったなど、必ずしも各学校の補助ニーズに応えたものとなっていない面があったかと思えます。

また、補助を受けるためには、何か新たなことをしなければならない、自己財源を確保しなければならないなど、特別補助には、負担感があり、何かと使いづらい、特に小さな大学にとっては敷居が高い、といったイメージが付きまといいたのではないかと思います。

新たな特別補助においては、なるべくこういったことを解消し、特別補助も一

般補助と同様、学校の運営に係る教育研究費を補助するものであることを踏まえ、一般補助と特別補助の敷居を低く、使い勝手の良い補助の仕組みとすることにより、特別補助の補助効果を最大限高めていくことを目指しました。

そのため、各補助項目ごとに予算額を貼り付けていたのをやめ、より柔軟な執行方法がとれるようにしました。これは、これまで、予算額の付き方がいわば横串であったものを、縦串へと変えて大括りとし、従前の各補助項目を予算額にしばられないメニューとしたものです。これがメニュー化です。

次に、これまでのように、規模の大きな大学から小さな短大まで、また、得意なことが異なる者同士が、同じフィールドで競走するのではなく、各大学がそれぞれ得意なフィールドを選択できるように、三つのフィールドを用意しました。これが、三つの申請ゾーンです。三つとは、「A…地域社会のニーズに応える教育の推進」、「B…個性豊かで多様な教育の推進」、「C…教育研究活動の高度化・拠点の形成」であり、これにより、各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援を行おうとするものです。

そのイメージは、まず、各学校に申請ゾーンを選択していただきます。この申請ゾーンは、学校をタイプ別に分けようとするのではなく、あくまで補助金の

私立大学等経常費補助金内訳比較表

平成18年度内訳	
〔一般補助〕	(百万円)
補 助 項 目	平成18年度 予 算 額
一般補助	220,379
〔特別補助〕	
補 助 項 目	平成18年度 予 算 額
生涯学習・地域活性化推進特別経費	8,771
1 地方高等教育機関の活性化	4,196
2 社会人の受入れ	2,004
3 夜間大学院・夜間部・通信教育等	1,650
4 公開講座・施設等の開放	921
個性化推進特別経費	18,646
1 授業料減免事業等支援経費（新規）	2,000
2 大学院基盤整備経費	8,000
3 研究施設・設備等運営費	5,225
4 インターンシップの推進	767
5 高大連携の推進	200
6 小人数教育の推進	1,750
7 短期大学・高等専門学校専攻科	62
8 看護師・社会福祉士・養護学校教員等養成	642
多様化推進特別経費	9,743
1 外国人留学生の受入れ（ODA）	5,247
2 障害者の受入れ	1,525
3 編入学による学生受入れ	800
4 単位互換・科目等履修生	1,350
5 専門高校卒業者の受入れ	541
6 帰国学生の受入れ	280
計	37,160
〔私立大学教育研究高度化推進特別補助〕	
補 助 項 目	平成18年度 予 算 額
大学院高度化推進特別経費	25,681
1 大学院整備重点化経費	18,381
2 ティーチング・アシスタント経費	1,500
3 特定大学院支援経費	1,000
4 法科大学院支援経費	4,800
学術研究推進特別経費	11,385
1 学術研究高度化推進経費	7,785
(1)ハイテク・リサーチ・センター経費	2,600
(2)学術フロンティア推進経費	2,500
(3)社会連携研究推進経費	1,140
(4)オープン・リサーチ・センター経費	1,545
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援経費	900
3 共同研究経費	2,700
大学教育高度化推進特別経費	14,944
1 教育・学習方法等改善支援経費	9,888
2 教養教育改革推進経費	450
3 多元的評価支援経費	800
4 海外研修派遣	400
5 国際化教育推進経費	3,406
高度情報化推進特別経費	21,701
1 情報通信設備（借入）	11,000
2 教育学術情報ネットワーク	6,101
3 教育学術コンテンツ	2,900
4 教育研究情報利用経費	1,100
5 サイバー・キャンパス整備経費	600
計	73,711
(百万円)	
合 計	331,250

平成19年度予算内訳	
〔一般補助〕	(百万円)
一般補助	216,779
〔特別補助〕	
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	
メニュー 各大学が、A～Cの申請ゾーンを選択 (網掛けは各ゾーンにおいて優先的に申請できるメニュー)	A：地域社会のニーズに 応える教育の 推進 B：個性豊か で多様な教育 の推進 C：教育研究 活動の高度化 ・拠点の形成
100,729	
知の拠点としての地域貢献支援メニュー群	
1 地域の知の拠点活性化支援	
2 地域の子育て・ものづくり支援（新規）	
3 地域教育コンソーシアム形成支援（新規）	
4 地域共同研究支援	
5 大学等施設の開放支援	
就学会の多様化推進メニュー群	
1 社会人の入学の推進	
2 編入学の推進	
3 専門高校卒業者の入学の推進	
4 帰国学生の入学の推進	
5 外国人留学生の入学の推進	※
6 障害者の入学の推進	
大学院教育研究高度化支援メニュー群	
1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援	
2 ティーチング・アシスタント支援	
3 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援	
学部教育の高度化・個性化支援メニュー群	
1 教育・学習方法等改善支援	
2 単位互換の推進	
3 インターンシップの推進	
4 高大連携の推進	
5 外国大学等との学生の交流支援	
6 海外研修派遣支援	
7 短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援	
8 夜間部・通信教育等支援	
先端的学術研究推進メニュー群	
1 研究連携コンソーシアム形成支援（新規）	
2 学術研究高度化推進	
(1)ハイテク・リサーチ・センター	
(2)学術フロンティア推進	
(3)社会連携研究推進	
(4)オープン・リサーチ・センター	
3 研究施設・設備等運営支援	
4 教員の流動化促進支援	
高度情報化推進メニュー群	
1 情報通信設備（借入）支援	
2 教育学術情報ネットワーク支援	
3 教育学術コンテンツ支援	
4 教育研究情報利用支援	
※大学院生を対象	
2. 新たな学習ニーズ等への対応	
1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費（新規）	1,000
2 授業料減免事業等支援経費（私立大学奨学事業費を含む）	2,000
3. 高等教育機関の質の確保	
多元的評価支援経費	800
4. 特定分野の人材養成支援	
1 専門職大学院等支援経費	5,700
2 看護師・社会福祉士・養護学校教員等養成支援経費	642
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援	
定員割れ改善促進特別支援経費（新規）	400
特別補助 計	111,271
(百万円)	
合 計	328,050

申請コースと捉えていただきたいと思えます。

また、今回、申請ゾーンを三つとしましたが、このゾーンは、あくまで大まかな、緩やかなものであり、今後も固定的なものとするものではありません。三つの申請ゾーンは、表にお示ししたように、ゾーンごとに設定されているメニューが異なります。

しかしながら、例えば、「A」を選択した大学は、「A」に設定されているメニューしか取れないというわけではありません。各申請ゾーンに設定されているメニューは、当該申請ゾーンを選択した学校が優先的に取ることができるということにすぎません。

それ以外に、他の申請ゾーンに設定されているメニューを取りたい場合には、どの申請ゾーンからも、バラ（単品）で取ることができるようにする予定です。したがって、結果的に、取れないメニューはない、ということになります。金額的にも、前年度と同様のとり方をすれば、大きく変わることはないのではないかと考えています。なお、「地域社会のニーズに応える」「教育研究の高度化」等のゾーンの名称は、各学校の性格や目指す方向であり、選択したゾーンにより、取ったメニューの中身をしばる（例えば、「A」を選択したら、地域社会のニーズ

に応える「教育・学習方法等の改善」でないダメ、など。）ものではありません。

そうしますと、今までの違いは何か？ということになるかと思いますが、これは、まず、「メニュー化」により、各補助項目ごとの予算額にしばられない柔軟な執行が可能となるため、無理にいろいろな補助項目に手を伸ばすことなく、各学校が重点的に補助金を得たい得意分野で補助金を得やすくなること、すなわち、学校によって異なる、重点的に力を入れていく部分を、少しでも手厚く支援していく、ということが一つです。

二つ目は、「ゾーン化」により、「A」「B」「C」といった各学校の性格や目指す方向、あるいは、特色的な取組は何か、といったことを、各学校に意識していただき、競走のフィールドを複数つくった、ということになるかと思います。（フィールドの違いとして、「A」「B」「C」の各ゾーンごとに、補助対象経費やカウントできる人数の下限に差を設けることを検討中。）これは、これまで、採択や傾斜配分という形で行っていた「重点配分」を、これからは、それぞれの学校が得意とするところに補助金を重点的に配分していくという形で実現していこうとするものでもあります。

しかしながら、そうは言っても、実際、ゾーンはどう選んだらいいのか？という

疑問は消えないかもしれません。

「うちは、地域社会のニーズにも応えるし、個性豊かな多様な教育もやるし、教育研究の拠点も目指しているので、一つにしなければい。」あるいは、「B（個性豊かで多様な教育の推進）は全ての学校にあてはまるのではないか？」など。

これについては、先ほどご説明したとおり、結果的に、取れないメニューはなく、また、「A」「B」「C」の各ゾーンに予算額のしほりもありませんので、どの申請ゾーンを選択しても、選択によって損得が生じることはない、と考えていただければと思います。

なお、これら「メニュー化」・「ゾーン化」によって、各学校に作成いただく計画書等の申請書類が大きく変わることはないと考えています。従前の補助項目がメニューに置き替わるだけです。申請ゾーンを選択していただくこと以外は、様式自体に大きな変更が生じることとはならない予定です。また、額の確定についても、従前どおり行います。各メニューは予算枠はなくても、実績見直しについては、従前どおり、各メニューごとに行うこととなります。（実績報告及び実績見直しに係る手続きは、これまでと変わりません。）

特別補助の申請ゾーンは以下のとおり

です。

（申請ゾーン：A）

【地域社会のニーズに応える教育の推進】

教育基盤の充実を図るとともに、地域の知の拠点としての高等教育機関の地域貢献を主として指向する大学を支援する。（申請ゾーン：B）

【個性豊かで多様な教育の推進】

各々の個性を活かし、特色ある教育の実施を指向する多様な大学を支援する。（申請ゾーン：C）

【教育研究活動の高度化・拠点の形成】

科学技術基本計画等に対応した教育研究活動の高度化を主として指向する大学を支援する。

また、ゾーンとは別に、共通の補助項目群として、「新たな学習ニーズ等への対応」、「高等教育機関の質の確保」、「特定分野の人材養成支援」を設け、さらに、定員割れの改善に向けた具体的な取組を行っている学校に対する特別補助を新設します。

（文部科学省高等教育局私学部

私学助成課）

平成18年度

私立大学等経常費補助金

最終交付状況と配分方法の主な変更点

I 交付状況

平成十八年度私立大学等経常費補助金は十九年三月末までに全額を交付しました。

平成十八年度私立大学等経常費補助金については、当初予算額三、三一二億五千万円から、節約額（三五億九、二五九万七千円）を差し引いた三、二七六億五、七四〇万三千円を八七二校に交付しました。なお、特別補助は、私立大学教育研究高度化推進特別補助（文部科学省執行分）七一四億四、七三六万九千円を含めて、三二・八％にあたる一、〇七四億五、三七〇万九千円となります。

（表1-1、1-2参照）

II 配分方法の主な変更点

平成十八年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法の一部を変更しましたので、お知らせします。

一般補助

①補助対象外学部等の扱いとなる定員超過率

次の通り改定しました。

収容定員に対する在籍学生数の割合

一・六二倍以上 ↓ 一・六〇倍以上

入学定員に対する入学者数の割合

一・四五倍以上 ↓ 一・四四倍以上

表 1-1 平成18年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分		学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額		
		総数 (A)	交付法人		総数 (C)	交付校		予 算		交付決定額
			法人数 (B)	(B) (A)		学校数 (D)	(D) (C)	当 初	節 約 後	
一般補助	大 学	法人	法人	%	校	校	%	千円	千円	千円
		521	489	93.9	566	517	91.3	-	-	198,990,826
	短 期 大 学	143	128	89.5	415	351	84.6	-	-	20,733,058
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	479,810
	計	665	618	92.9	984	871	88.5	220,379,000	220,203,694	220,203,694
特別補助	大 学	521	486	93.3	566	513	90.6	-	-	101,786,331
	短 期 大 学	143	128	89.5	415	349	84.1	-	-	5,572,442
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	94,936
	計	665	615	92.5	984	865	87.9	110,871,000	107,453,709	107,453,709
合計	大 学	521	489	93.9	566	518	91.5	-	-	300,777,157
	短 期 大 学	143	128	89.5	415	351	84.6	-	-	26,305,500
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	574,746
	計	665	618	92.9	984	872	88.6	331,250,000	327,657,403	327,657,403

表 1-2 平成18年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況（特別補助内訳）

区 分		学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額		
		総数 (A)	交付法人		総数 (C)	交付校		予 算		交付決定額
			法人数 (B)	(B) (A)		学校数 (D)	(D) (C)	当 初	節 約 後	
特別補助 （事業団執行分）	大 学	法人	法人	%	校	校	%	千円	千円	千円
		521	485	93.1	566	509	89.9	-	-	32,644,487
	短 期 大 学	143	126	88.1	415	343	82.7	-	-	3,321,607
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	40,246
	計	665	612	92.0	984	855	86.9	37,160,000	36,006,340	36,006,340
特別補助 （研究高度化推進）	大 学	521	476	91.4	566	505	89.2	-	-	69,141,844
	短 期 大 学	143	116	81.1	415	321	77.3	-	-	2,250,835
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	54,690
	計	665	593	89.2	984	829	84.2	73,711,000	71,447,369	71,447,369
特別補助 合計	大 学	521	486	93.3	566	513	90.6	-	-	101,786,331
	短 期 大 学	143	128	89.5	415	349	84.1	-	-	5,572,442
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	-	-	94,936
	計	665	615	92.5	984	865	87.9	110,871,000	107,453,709	107,453,709

※医・歯学部の入学生に対する入学者数の割合は変更なし。

【参考】十九年度の改定（予定）

収容定員に対する在籍学生数の割合

一・六〇倍以上 → 一・五八倍以上
入学生員に対する入学者数の割合

一・四四倍以上 → 一・四三倍以上

②専任教職員に係る福利厚生費

a. 専任教職員に係る労災保険の標準
経費の改定

大学教員 一七千円 → 二六千円
短期大学・高等専門学校教員 一五千円 → 二二千円
職員 一〇千円 → 一六千円

b. 専任教職員に係る私学共済長期掛
金の標準経費の改定

大学教員 二四四千円 → 二九八千円
短期大学・高等専門学校教員 二〇七千円 → 二五三千円
職員 一五二千円 → 一八七千円

c. 専任教職員に係る雇用保険料の標
準経費（新規）

大学教員 六〇千円
短期大学・高等専門学校教員 五一千円
職員 三八千円

③非常勤教員に係る福利厚生費（新規）
非常勤教員に係る労災保険、雇用保険料、私学共済長期掛金について補助対象となりました。

④認証評価経費（新規）

一般補助では、認証評価に係る評価料及び経費（評価機関への会費を除く）が対象範囲となりました。

⑤調整係数表、調整係数補正表

学校の配点分布の偏りを是正し、調整係数の指標としての適正化を図るため、A、B及びCの調整係数について改定しました（経常費補助金配分基準（以下「配分基準」という。）別表5）。

配分基準別表6調整係数補正表1として、次の通り「情報の積極的な提供」に係る補正を新たに定めました。

1. 公開の手段

・インターネットによる公開
・誰でも入手可能な印刷物による公開
（右記のいずれかの方法による）

2. 公開内容及び補正方法

I 前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算表・事業報告書・監事の監査報告書全て

↓Cの調整係数+1点

II 当該年度の全ての学部（短期大学・高等専門学校にあっては学科）毎の在籍学生数

↓Cの調整係数+1点

↓Cの調整係数+1点

配分基準別表7調整係数補正表2の教員給与指数及び職員給与指数による調整について、対象範囲をCの調整係数が二十五点以下の私立大学等を対象とすることに改め、算出基礎となる専任教員等及び専任職員一人当たりの年間給与費を次のとおり改定しました。

専任教員

一〇、八六八千円 → 一〇、九八一千円

専任職員

六、九二〇千円 → 六、九九一十千円

特別補助

十八年度の本事業団による特別補助についての、主な配分内容等見直し事項については、次のとおりです。

（表2参照）

①補助費目等の改組

地域の活性化や生涯学習ニーズへの対応など社会的要請の強い特色ある教育研究への支援を充実するため、I生涯学習推進特別経費、II個性化推進特別経費の二つの分類を、I生涯学習・地域活性化推進特別経費、II個性化推進特別経費、III多様化推進特別経費の三つの分類に改組し、補助金の趣旨と効果を明確にしました。

②「授業料減免事業等支援経費」の創設

一般補助の奨学加算の廃止（調整係数補正表1）に伴い、「授業料減免事業等支援経費」（個性化推進特別経費）を創

設し、経済的に就学困難な学生（留学生は除く）に対する授業料等減免を含む給付事業又は金融機関の教育ローンの利子補給事業に係る所要経費の1/2以内を補助するものとなりました。

③所要経費下限の撤廃等

「公開講座」及び「大学施設等の開放」（生涯学習・地域活性化推進特別経費）の所要経費下限（六〇〇千円）を撤廃しました。

また、「大型設備等」（個性化推進特別経費）の所要経費下限（一、二〇〇千円）を一、〇〇〇千円に引き下げました。

※詳細は、本事業団ホームページ内の経常費補助金取扱要領・配分基準

http://www.shigaku.go.jp/s_hojol8y.pdf

http://www.shigaku.go.jp/s_tokuhol8y.pdf

（十九年一月改正版）を参照下さい。また、同様に十八年度補助金交付状況の概要

http://www.shigaku.go.jp/s_hojol18.htm

についても公表しておりますのでご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎〇三（三三三三〇）七八七九〜八四

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

表2 平成18年度 私立大学等経常費補助金特別補助内訳表

項 目	18年度予算額	18 年 度		17 年 度		対前年度 伸び率
		対 象	補 助 金 額	対 象	交 付 額	
	千円	校	千円	校	千円	%
生涯学習・地域活性化推進特別経費	8,771,000		8,105,255		8,056,064	0.6
1 地方高等教育機関の活性化	4,196,000	242	4,000,785	238	3,990,909	0.2
2 社会人の受入れ	2,004,000	654	2,029,800	647	1,952,500	4.0
（1）学部等・大学院	1,604,000	647	1,738,800	641	1,680,500	3.5
（2）教育訓練講座	400,000	71	291,000	70	272,000	7.0
3 夜間大学院・夜間部・通信教育等	1,650,000	197	1,240,270	186	1,311,355	△ 5.4
（1）夜間大学院等	550,000	156	460,043	144	413,868	11.2
（2）夜間部・第三部	450,000	41	223,836	46	337,118	△ 33.6
（3）通信教育	650,000	29	556,391	27	560,369	△ 0.7
4 公開講座・施設等の開放	921,000	412	834,400	319	801,300	4.1
（1）公開講座	628,000	362	514,400	289	480,500	7.1
（2）大学施設等の開放	293,000	87	320,000	77	320,800	△ 0.2
個性化推進特別経費	18,646,000		18,024,885		15,492,961	16.3
1 授業料減免事業等支援経費	2,000,000	344	2,001,272	—	—	—
2 大学院基盤整備経費	8,000,000	516	7,135,567	508	7,001,867	1.9
3 研究施設・設備等運営費	5,225,000	212	4,590,500	206	4,398,300	4.4
（1）研究施設	4,033,000	155	3,497,800	161	3,605,300	△ 3.0
（2）大型設備等	1,192,000	114	1,092,700	97	793,000	37.8
4 インターンシップの推進	767,000	457	1,028,200	420	915,000	12.4
5 高大連携の推進	200,000	103	203,500	85	163,000	24.8
6 小人数教育の推進	1,750,000	315	2,150,000	310	2,105,000	2.1
7 短期大学・高等専門学校専攻科	62,000	61	46,500	66	52,000	△ 10.6
8 看護師・社会福祉士・養護学校教員等養成	642,000	392	869,346	376	857,794	1.3
（1）看護師養成	230,000	41	276,012	43	287,452	△ 4.0
（2）養護学校教員等養成	20,000	60	23,980	64	29,036	△ 17.4
（3）社会福祉士等養成	392,000	337	569,354	322	541,306	5.2
多様化推進特別経費	9,743,000		9,876,200		9,764,400	1.1
1 外国人留学生の受入れ	5,247,000	550	5,247,000	561	5,247,000	0.0
2 障害者の受入れ	1,525,000	420	1,608,300	408	1,504,700	6.9
3 編入学による学生受入れ	800,000	263	638,500	263	621,000	2.8
4 単位互換・科目等履修生	1,350,000	658	1,398,400	663	1,433,700	△ 2.5
5 専門高校卒業者の受入れ	541,000	182	718,500	180	697,000	3.1
6 帰国学生の受入れ	280,000	200	265,500	194	261,000	1.7
計	37,160,000	855	36,006,340	862	33,313,425	8.1

平成19年度学校法人基礎調査の実施について

～「基礎調査票e-マネージャ」をご活用ください！～

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人を対象として、平成19年度「学校法人基礎調査」を4月中旬に学校法人理事長あてにお送りします。

本誌19年2月号（VOL. 110）でご案内のとおり、本事業団では、私学データバンク構想におけるワンソース・マルチユース環境を推し進めるため、本年度より、大学、短期大学、高等専門学校を対象とした「教職員数一元化調査」を実施します。引き続きご協力をお願いします。

高等学校、中等教育学校、中学校、小学校の各法人においても、例年どおりのご協力をお願いするとともに、「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」）のご利用をお願いします。

調査により得られた結果については、ワンソース・マルチユース環境のメリットを活かし、経営相談、融資、補助金交付等の本事業団における各種業務資料、私学団体での分析のための資料、文部科学省による私学振興方策等の企画、立案及び予算要求のための資料として活用させていただいています。また、本誌（18年10月号（VOL. 106））でご案内のとおり、インターネットを介した情報提供システム「私学データ作成システム」等で学校法人の運営資料としてご活用いただいているところです。

高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の皆様へ

「e-マネージャ」をご活用ください

「e-マネージャ」とは、インターネットを介して調査を実施するシステムです。学校法人における操作方法は、電子媒体（FD）を利用した場合とほぼ同じです。

「e-マネージャ」を利用したインターネットでの調査の普及・促進は、本事業団が推進しています。私学データバンクの構築には不可欠なもので、既に約六五%の学校でご利用いただいています。学校法人での積極的なご利用をお願いします。

メリット

学校法人基礎調査の提出は、紙、電子媒体（FD）又は「e-マネージャ」の三通りの方法がありますが、「e-マネージャ」をご利用いただくと、次のようなメリットがあります。

- ① インターネットによる提出のため、提出期限間際まで作業することが可能になります。
- ② 認証システム、暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティを保つことが可能になります。
- ③ 同時に複数の部署で作業することが可能になります。
- ④ この技術を利用した「私学データ作成システム」及び「今日の私学財政閲覧システム」に容易にアクセスできます。

優れたセキュリティシステム

「e-マネージャ」では、認証システム、暗号化システムを導入し、現段階における最大限のセキュリティ対策を講じています。

不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

証明書等の取り扱いについて

「e-マネージャ」にアクセスするには、電子証明書、ID、パスワード（以下「電子証明書等」）、法人番号が必要です。

電子証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

電子証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

- ① 電子証明書は、入力責任者の把握している入力担当者の端末にインストールすることとさせていただきます。
- ② セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管をお願いします。

電子証明書のインストール方法については、四月中旬に送付します「操作ガイド」または「基礎調査票e-マネージャ操作マニュアル」をご覧ください。

※ 電子証明書等は、学校法人基礎調査の書類に同封するなどし、学校法人へ送付します。

基礎調査票の一部を簡略化します

本年度から教職員数に係る調査（調査票区分二一〇）の事務系に関する詳細な職務区分（総務・庶務・人事・会計等々）を廃止しました。

大学・短期大学・高等専門学 校法人の皆様へ

大学、短期大学、高等専門学校を対象とした教職員数一元化調査を実施します。

調査内容は、本誌十九年二月号及び十九年一月下旬より実施した「学校法人基礎調査（納付金調査）」でお知らせしたとおりですが、このうち、受入派遣職員数については下記の「受入派遣職員数の人数算出方法」によりしますので、よろしくお願いいたします。

※調査票の提出方法は、インターネットを利用した「e-マネージャ」のご利用のみとなります。システム環境等により「e-マネージャ」をご利用できない場合は、私学情報部データベース課までご相談ください。

「e-マネージャ」の変更点

学校法人基礎調査における入力担当の皆様からのご要望等を参考に、次の三つについて変更しました。

①入力部門の階層関係の表示方法変更

同一調査票区分内で入力部門の変更を行う際、入力部門がわかりやすいよう、同一画面に階層関係（学部、学科等名称）を表示させました。なお、従前からの変更方法（プルダウンを利用した入力部門の変更）もご利用できますので、併せてご利用ください。

②電子証明書の取扱に関する変更

「電子証明書」は、四月に改めて送付させていただくことになりました。有効期限は二十年度四月末（予定）です。

今まで利用されていた「電子証明書」の有効期限は本年度十一月一日です。平成十九年度学校法人基

礎調査における利用は可能ですが、有効期限切れによるアクセス不能を防止するためにも、今回送付します「電子証明書」をインストールしてご利用ください。

③子認証管理画面の変更

「電子証明書」に期限を設けたため、四月に改めて「電子証明書」を送付させていただくこととしました。このため、子認証管理画面の「証明書更新」機能を廃止しました。

昨年度実施いたしました「活用度調査」につきまして、大学法人三三五法人、短期大学・高等専門学校法人八三法人、高等学校・中等教育学校法人三三〇法人、中学校法人六法人、小学校法人四法人、合計七五八法人（回収率五四・〇％）から回答をいただきました。

e-マネージャの使い勝手に関しては、
使いやすい…一三七法人（回答法人の一八・二％）
普通…三九一法人（同五一・六％）
使いづらい…八五法人（同一一・二％）
でした。

使いづらい主な理由として

画面操作が煩雑、インフラの未整備、電子証明書・ID・パスワードが煩雑、利用時間の制限、マニュアルがわかりにくい、といったご意見をいただきました。

これらの結果を踏まえ、本年度は「操作ガイド」を作成しました。

今後とも学校法人の視点に立ったシステムに改善して参りますので、忌憚のないご意見をお寄せください。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学情報部 データベース課

☎〇三（三三三三〇）七八四〇～四三三
Eメール database@shigaku.go.jp

受入派遣職員数の人数算出方法

派遣職員数の調査は、職務系ごとの派遣職員全員の合計労働時間数を、各学校で定める就業規則に規定された本務職員の年間就業時間数で除すこと（フルタイム職員への換算）により算出し、派遣職員による業務が本務職員の何人相当分であるかを把握するためのものです。

フルタイム職員への換算（調査での表記は「フルタイム換算」）による派遣職員数算出方法について

「フルタイム職員への換算」は、派遣職員の業務量が本務職員の何人相当の業務量であるかを測るためのものです。算出方法は、各区分の派遣職員全員の合計労働時間数を、各学校で定める就業規則に規定された年間就業時間数で除することとします。（小数第2位を四捨五入）

< 例 >

	派遣職員	18年度労働時間数
総務・庶務関連業務	A氏	900時間
総務・庶務関連業務	B氏	1,700時間
企画・調査関連業務	C氏	1,800時間

（就業規則による本務職員の年間就業時間数が、一週40時間、一年間52週（1年間の“週”の定めのない場合は、1年間を「52週」として計算してください。）

$$\begin{array}{lcl}
 40時間 \times 52週 & = & 2,080時間 \\
 \text{総務・庶務} & (900時間 + 1,700時間) \div 2,080時間 & = 1.25 \Rightarrow \underline{1.3人} \\
 \text{企画・調査} & 1,800時間 \div 2,080時間 & = 0.86 \Rightarrow \underline{0.9人}
 \end{array}$$

平成十九年度

生涯生活設計セミナー

東日本地区
八月 六日(月) 東京ガーデンパレス
八月 十日(金) 東京ガーデンパレス
西日本地区
七月三十一日(火) 大阪ガーデンパレス
申込締切日 六月 十五日(金)
対象者 加入者とその配偶者
定員 各回とも五十名

退職後の第二の人生を豊かで実りあるものにするためには、早い時期から長期的な視野にたったセカンドライフプランを考え、実践していくことが大切です。
私学事業団では、加入者の皆さんのセカンドライフ設計の一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を開催しています。今年度は、教職員の皆さんの生涯生活設計づくりを支援するために設立された財団法人教職員生涯福祉財団との連携により開催します。今年度のセミナーは講義と実習の併用で行います。
セミナーの内容・申し込み方法等は次のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

生涯生活設計セミナープログラム 各会場共通

時間	内容
9:30	受付
9:45	開会・挨拶
10:00	【実習】生涯生活設計づくりに向けて 【実習】健康のプラン (70分)
11:00	休憩 (10分) 【講義】共済年金・退職後の医療保険① (50分)
12:00	昼食 (60分)
13:00	【講義】共済年金・退職後の医療保険② (40分) 休憩 (10分)
14:00	【実習】経済生活のプラン (80分)
15:00	休憩 (20分)
16:00	【実習】生きがいのプラン (70分) 【実習】生涯生活設計のまとめ、閉会 (20分)
17:00	

▼内容

退職後のセカンドライフを考える際に参考となる、私学共済制度の年金概要・退職後の医療保険制度の解説、並びに経済生活、生きがい、健康について実習を交えながら進行し、生涯生活設計の作成を行います。

▼対象者

加入者とその配偶者

▼時間

午前九時四十五分～午後五時

▼参加費

・一人参加 三、〇〇〇円
・夫婦参加 六、〇〇〇円

*参加費には、テキスト代・昼食代等を含みます。

▼宿泊の手配・費用

宿泊が必要な場合は、各自で手配してください。費用は自己負担になります。

▼申し込み方法

ハガキ、封書又はEメールで、下記の記入例の要領で申込書を作成のうえ、申し込んでください (FAX不可)。



▼申し込み・問い合わせ先

〒一六〇一〇〇一二
東京都新宿区南元町二三

公立共済四谷ビル 三階

財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部セミナー担当

☎ 〇三(五三六八) 一八八二

Eメール 007@kyosyokuinzaidan.com

*財団の詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.kyosyokuinzaidan.jp>

▼申込締め切り日

平成十九年六月十五日(金) 必着

*申込者数が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。結果は締め切り日から十日以内に教職員生涯福祉財団からご連絡します。

*都合によりキャンセルされる場合は、早めに文書で連絡してください。

申し込み記入例

参加者氏名 湯島太郎 (加入者51歳)
(年齢) 花子 (妻48歳)
加入者番号 13A××××-×××××
参加者の住所 〒 (自宅の住所)
電話番号 (自宅の番号)
メールアドレス
所属学校名 (〇〇大学)
電話番号 (学校の電話番号・内線番号)
希望日
第1希望 8月6日東京ガーデンパレス
第2希望 7月31日大阪ガーデンパレス

▼主催

日本私立学校振興・共済事業団
財団法人 教職員生涯福祉財団

学校の福利厚生担当者の皆さんへ セミナーのご案内

教職員生涯福祉財団では、教育委員会、

国立大学法人、私立学校等の福利厚生担当者を対象として、生涯生活設計の必要性や実践的な知識・技術を習得いただくことをねらいとした「生涯生活設計セミナー」を文部科学省の後援のもと開催しています。

生涯生活設計に興味のある福利厚生担当者の皆さんの参加をお待ちしています。

▼内容

二日間わたるセミナーで、まずは担当者の立場を離れて、ご自身の生涯生活設計について考えていただき、生涯生活設計の必要性を体感していただきます。二日目の午後は、教育委員会や国立大学

法人が開催している「生涯生活設計セミナー」等の事例紹介やセミナーを企画運営する際のポイント解説などにより、教職員のための生涯生活設計セミナーについて、理解を深めていただきます。

▼日程・会場

第一回 平成十九年七月五日・六日

会場 ホテルフロラシオン青山

第二回 平成十九年七月十二日・十三日

会場 ホテルアウイーナ大阪

定員 各会場 三十名

参加費 三、〇〇〇円

*参加費には、テキスト代・昼食代等を含みます。

主催・問い合わせ先

財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部セミナー担当

☎ 〇三(五三六八)一八八二二

Eメール 007@kyosyokuninzaidan.com

積立貯金の 前期受付が始まります

前期申込期間

4月26日(木)～5月25日(金)

新たに積立貯金の加入を希望する人、又はすでに加入している人で、積立金額の変更や中断している積み立ての復活を希望する場合は、今回の前期申込期間内に手続きをしてください。

▼利率 年利〇・六〇%

(平成十九年三月一日現在)

▼積み立て方法

積立金額は 一、〇〇〇円単位

・定時積立金：毎月の給与から控除して積み立て

・臨時積立金：賞与等から控除して年三回まで積み立て

(注) 臨時積立金のための積み立てはできません。

▼申し込み方法

次のとおり、所定の用紙で申し込んでください。

・新規加入「貯金加入申込書」

・積立金額の変更「積立金変更申出書」

・積立金の復活「積立中断復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して、「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、前期申込期間内に提出してください。

▼その他手続き

・中断は随時

・解約・払い戻しは月一回

それぞれ毎月二十五日(土・日、休日の場合は前日)までに所定の用紙を提出

してください。

送金は翌月二十日(土・日、休日の場合は翌日)になります。

▼積立開始

・定時積立金：六月の給与から

・臨時積立金：夏期の賞与等から

▼送付先

〒一〇〇一八六三三

東京中央郵便局私書箱第一八〇二号

私学事業団 共済事業本部

福祉部保健課貯金係

書類送付上の注意

私書箱第一八〇二号は私学事業団で設けている積立貯金書類の専用送付先です。

積立貯金以外の書類は、取り扱っていません。

誤って送付又は同封された場合は、関係各課へ再回付するため、処理が遅れることとなりますので注意してください。

加入者証回収のお願い

無資格診療の防止にご協力を！

加入者の資格喪失後及び被扶養者の認定取り消し後に加入者証等を使用して保険診療を受けることはできません。加入者証等は必ず回収してください。

1 病気やケガで加入者証等を使用して保険診療を受けた場合、自己負担分を除いた診療費等は診療報酬明細書（レセプト）に基づき、私学事業団が医療機関等に支払っています。

医療機関等からのレセプト請求に対して資格喪失後や被扶養者の認定取り消し後の診療が確認されたときは、自己負担分を除く診療費を加入者が本事業団に返還していただくこととなります。

「資格喪失報告書」を提出する際には必ず加入者証等（遠隔地被扶養者証・高齢受給者証を含む）を添付してください。加入者証等の紛失により添付できないときは「加入者証返納不能届書」を提出してください。

被扶養者の認定を取り消した場合、新しい加入者証等を受理したとき、直ちに「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(「事務の手引」一一〇

ページ参照)に古い加入者証等を添付し、返納してください。

なお、遠隔地被扶養者証・高齢受給者証も必ず回収し、無資格診療の防止にご協力ください。

2 資格喪失後に任意継続加入者の申し出をされる加入者には、次のことを周知してください。

① 任意継続掛金は必ず納付期限までに納付すること

② 任意継続加入期間の途中(満了前)で加入をやめる場合は、「任意継続加入者資格喪失申出書」を私学事業団に提出し、加入者証(遠隔地被扶養者証を含む)を返納すること

任意継続掛金を納付期限までに納付しなかった場合は、任意継続加入者の資格を喪失することとなります。資格喪失後に加入者証で診療を受け、後日、医療費返還等の問題が生じるケースがありますので十分注意するようお願いください。

また、「任意継続加入者のしおり」を必ずお読みいただくようにご指導ください。

平成十九年度 広報刊行物等送付予定

平成十九年度の共済業務に関する広報刊行物等の送付予定をお知らせします。配付等につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

加入者向広報「共済だより レター」とともに「私学共済ブック」、積立共済年金等のパンフレットなど、同時期に配付するものは一括送付しています。また、各ブックによっては、加入者向け冊子・施設利用券・学校法人等向けポスターなどを同封することがあります。詳しくは、送付状でお知らせします。

※「私立学校教職員共済制度関係法令集」は、法令集配付申込依頼があった学校法人等に送付しています。申込依頼書はホームページからダウンロードできます。なお、すでに提出している学校法人等は、あらためて提出する必要はありません。

送付時期	送 付 物	配付対象者
毎月初旬	月報私学	法人代表者・共済事務担当者
5月下旬	加入者向広報「共済だより レター」5月号 (ブロック誌合併号)	加入者
	「私学共済ブック」2007〔保健・宿泊編〕	
	積立共済年金パンフレット	
7月上旬	年金者向広報「共済だより」	共済事務担当者
	積立共済年金・共済定期保険申込書等	
	加入者向広報「共済だより レター」7月号	
9月上旬	私学共済制度 「事務の手引」(19年度版)	共済事務担当者
	「私立学校教職員共済制度関係法令集」(19年度版)(右記※参照)	
	加入者向広報「共済だより レター」9月号	
10月中旬	積立貯金パンフレット	加入者
	年金者向広報「共済だより」	
	アイリスプランパンフレット	
10月下旬	加入者向広報「共済だより レター」11月号 (ブロック誌合併号)	加入者
	「私学共済ブック」2007〔給付編〕	
	積立共済年金パンフレット	
1月中旬	共済定期保険パンフレット	共済事務担当者
	積立共済年金・共済定期保険申込書等	
	加入者向広報「共済だより レター」1月号	
2月下旬	年金者向広報「共済だより」	加入者
	加入者向広報「共済だより レター」3月号	
	積立貯金パンフレット	

平成19年度 私学事業団海外研修旅行

今年度も全行程で添乗員が同行する、内容豊富な夏期6コース・冬期2コースの全8コースを企画しました。旅行中は教育関係者との交流を予定しております。ぜひ、見聞・視野を広げる機会としてご参加ください。

《詳しくはパンフレット（4月上旬配付開始）をご覧ください》

コース	内 容	旅 行 期 間	日数	旅行代金	一人部屋追加代金
夏 期	A 東部ドイツと中欧4カ国の旅 ドイツ・チェコ・オーストリア・スロヴァキア・ハンガリー (中部国際空港)	8月14日(火)～8月23日(水)	10	396,000円	85,000円
	B イギリス周遊教養の旅(成田発)	8月16日(木)～8月25日(土)	10	398,000円	90,000円
	C イタリア・シチリア・カプリ周遊教養の旅(成田発)	8月13日(月)～8月22日(水)	10	343,000円	75,000円
	D イタリア・シチリア・カプリ周遊教養の旅(関空発)	8月17日(金)～8月26日(日)	10	353,000円	75,000円
	E 北欧4カ国周遊教養の旅(成田発)	8月1日(火)～8月10日(金)	10	463,000円	100,000円
	F ドイツ・スイス周遊教養の旅(関空発)	8月1日(火)～8月11日(土)	11	389,000円	80,000円
冬 期	G フランス周遊教養の旅(成田発)	12月下旬出発予定	11	332,000円	90,000円
	H イベリア半島周遊教養の旅 スペイン・ポルトガル(成田発)		11	272,000円	80,000円

●各コースとも定員は30名（最少催行人員15名）。

申し込み多数の場合は抽選となります（先着順ではありません）。

●参加申込受付期間 夏期コース：4月20日（金）～6月5日（火）必着

冬期コース：9月3日（月）～10月12日（金）必着

●参加資格・加入者（任意継続加入者を含む）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫

・年金受給者とその配偶者、12歳以上の子・孫

・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

●申込時の注意

・健康上、特に申し出る事項のある参加希望者は参加申込書裏面の「健康アンケート」に必要事項を記入してください（後日、医師の診断書の提出をお願いする場合があります）。

・申し込みは夏・冬コースそれぞれ1人1回、1コースのみとします。ただし、夏期コースに参加した人は冬期コースへの申し込みはできません。また、申し込み締め切り後に参加者やコースの変更はできません。

●申し込み方法

パンフレット・申込書を主催旅行会社から取り寄せ、申込書等に必要事項を記入のうえ、2人以上で参加を希望する場合は必ずまとめて送付してください（FAX不可）。

【送付先】〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5

私学事業団共済事業本部 福祉部保健課

◎ 主催旅行会社（パンフレット・申込書のお取り寄せ先）

日本通運(株) 首都圏旅行支店営業第4課

〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3 日通本社ビル18階

☎ 03 (6251) 6354 FAX 03 (6251) 6364

e-mail: yu-motoda@nittsu.co.jp

担当者: 元田・村山・鈴木・本村

営業時間 9:00～18:00 (土・日・祝祭日は休み)



トレヴィの泉（イタリア）



モンサンミッシェル（フランス）



バッキンガム宮殿（イギリス）

共済業務

〒113-8577
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

繁忙期の資格関係事務のお願い

毎年4月と5月は、資格取得や資格喪失などの報告、被扶養者の認定、任意継続加入者の申し出などが集中するため、加入者証の交付は通常月より日数を要します。

また、処理状況に関する照会がたいへん多く、電話がつながりにくくなることが予想されますので、一般的な内容についてはできるだけホームページをご覧ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ダウンロードできる用紙が増えました

◎3月から、次の2種類の申請書等が私学共済事業ホームページからダウンロードできるようになりました。いずれも19年4月1日から使用できます。

* 限度額適用認定申請書

70歳未満の加入者及び被扶養者が、入院時における高額療養費相当額の窓口負担を軽減するために必要な「限度額適用認定証」の交付申請に使用する用紙です。

* 出産費・出産費付加金・家族出産費・家族出産費付加金請求書（事前申請用）

出産費等を、加入者に代わって医療機関等が受取代理することを希望するときに使用する用紙です。

◎共済事業ホームページでは、各種届出に必要な様式用紙等をダウンロードすることができます。

トップページの

事務担当者コーナー

又は

こんなときどうする

→ 様式用紙のダウンロード

からご利用ください。

なお、被扶養者認定申請書等の複写式の用紙や、その他対応できていない用紙もありますのでご了承ください。ダウンロードできる用紙の一覧表はホームページで確認いただくか、「事務の手引」18年度版16ページに掲載している「様式用紙一覧」をご覧ください。

介護ビデオを貸し出しています

各ガーデンパレス共済業務課では、介護ビデオを無料で貸し出していますので、どうぞご利用ください。

住宅貸付 19年度団体信用生命保険料充当金の料率が決まりました

19年度の加入者が負担する保険料充当金の料率は、1万円につき2円77銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校には、3月14日に個人別の保険料充当金変更通知書（18年度末の貸付残高を基に算出した充当金額）を送付しました。

住宅貸付の団体信用生命保険は、住宅貸付を申し込む際に「団体信用生命保険」への加入を希望した加入者が住宅貸付の償還が終わる前に、不慮の事故等で死亡したり高度障害になった場合に、保険金により住宅貸付の貸付残高を充当する制度です。保険料は、毎年度末の貸付残高を基に料率と額を決定します。

4月の共済業務スケジュール

2日（月）	貸付 送金
	掛金 2月分納期限
10日（火）	貯金 払込期限〔必着〕
13日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切
20日（金）	貯金 送金
23日（月）	貸付 送金
25日（水）	貯金 払戻・解約請求締切
	積立共済年金 脱退申出等締切
26日（木）	貯金 前期加入申込開始
27日（金）	貸付 翌月22日送金申込締切

5月の共済業務スケジュール

1日（火）	掛金 3月分納期限
2日（水）	貸付 送金
10日（木）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見 1-10-12
☎03(3230)〈ダイヤルイン〉

「今日の私学財政」等刊行物のご案内

「今日の私学財政」等刊行物は、NPO法人学校経理研究会を通じて購入することができます。

ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会（☎03-3239-7903）にお問い合わせください。

販売中の刊行物の内容は、本事業団のホームページをご覧ください。

経営相談・経営診断のご案内

本誌19年3月号（VOL.111）でご案内しました「平成19年度経営相談及び経営診断」の申し込みの締め切りは、**19年4月13日**となっています。大学法人から小学校法人を対象としておりますので、ぜひご活用ください。

私学経営相談センター
☎03(3230)4901～02
Eメール center@shigaku.go.jp

「平成18年度 私立学校の現況」をご活用ください

19年3月に、18年度の各学校法人の学生生徒等納付金、人件費について集計、分析した「平成18年度私立学校の現況」を刊行し、大学法人から小学校法人へ発送しました。ぜひご活用ください。

私学情報部 情報サービス課
☎03(3230)7848～49
Eメール service@shigaku.go.jp

インターネットを利用した 情報提供システムをご利用ください

私学情報部では、学校法人情報検索システム、私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システムを提供しています。

●学校法人情報検索システムは本事業団ホームページからアクセスできます。

●私学データ作成システムは、3月1日に私学活性化分析に新たに出力できる帳票を追加し、出力単位も法人だけでなく、学校、学部・学科まで出力できるようになりました。ぜひご利用ください。

私学情報部 情報サービス課
☎03(3230)7846～47
Eメール service@shigaku.go.jp

平成19年度私立大学等経常費補助金の 提出書類を送付します

平成19年度私立大学等経常費補助金について下記の調査票等の提出の依頼文書を4月に大学法人等あてに送付します。

●平成19年度私立大学等経常費補助金に係る事務担当者名簿の提出について（依頼）

提出締切：19年4月中旬

●平成19年度私立大学等経常費補助金に係る学生定員・現員及び専任教職員に関する書類等の提出について（依頼）

※提出にあたってはひきつづき電子窓口での申請をよろしくお願いします。

助成部 補助金課
☎03(3230)7878
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

編集 だより

- ◆今月号から表紙写真のテーマを“私立学校の学園風景”としてお届けします。掲載にあたりましては、学校法人等のご協力をいただいております。紙面を借りましてお礼申し上げます。なお、表紙写真のご応募は随時受け付けておりますので、詳しくは本誌19年3月号（VOL.111）もしくは本事業団ホームページをご覧ください。
- ◆「INFORMATION」は、従来本誌に掲載していた「いんふおめーしょん」及び「共済事業今月のワンポイント」を統合し、新たに本事業団業務のお知らせをするコーナーとして今月号からスタートしました。

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

第56回 金沢百万石まつり 6月1日(金)～3日(日)

城下町金沢の勇壮かつ華麗な祭り「第56回金沢百万石まつり」が6月1日(金)から開催されます。前田利家公が金沢に1583年6月14日入城し、金沢の礎を築いた偉業を偲んで開催する百万石大名行列(6月2日(土))は、約5時間にわたって繰り広げられ、加賀百万石の伝統と文化を彩る豪華絢爛な初夏の一大イベントです。

兼六荘から百万石パレード通りへは歩いて2分程です。金沢へおいでまっし!!

1泊
朝食付プラン
1名様
5,500円

1泊
夕食・朝食付プラン
1名様
8,000円～



〔写真提供：金沢市〕

竹久夢二
金沢ロマンプラン
1泊 朝・夕食付
1名様
11,000円

つば基本店で
食す旬の味覚
本格会席プラン
1泊 朝・夕食付
1名様
18,000円

金沢の観光拠点に最適な位置にあります

金沢 兼六荘 〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239
<http://www.kenrokusou.com>

融資事業のご案内

耐震対策を国がサポート 19年度利子助成制度決定!

◆融資金利表 (平成19年4月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.1	1.7	1.6
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.2	1.8	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.4
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

建替事業

- 築30年以上の校舎等
- 危険建物と認定された旧耐震基準(昭和56年以前)による校舎等

利子助成率 (融資を受けた時点から10年間)	
大学、短大、 高等専門学校	私学事業団の貸付利率-1.0%
高校、中学校、 中等教育学校、小学校、 特別支援学校	私学事業団の貸付利率-1.5%

※私学事業団の貸付利率は、20年金利を適用します。
※利子助成率の上限は、大学等は1.6%、高校等は1.1%となります。

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 65
Eメール yushi@shigaku.go.jp